

第 115 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 1 月 31 日 (火)

16 時 00 分～

保原庁舎 2 階応接室

1 放射能関係

- ・ 農業用ため池の水質調査について

2 国・県義援金第 2 次配分の配分方針について (案)

3 その他 (別紙参照)

- ・ 環境放射線測定結果

- ・ 第 247 回福島県災害対策本部会議の概要

- ・ 災害対策号 (第 46 号) について

次回 2/7 (火) 時 ～

1 実施日時等

平成 24 年 1 月 31 日（火） 16 : 00～16 : 40

2 内容

1 放射能関係

- ・農業用ため池の水質調査について

産業部長が資料により説明した。

農業用ため池の水質調査について、県が実施するものである。これは、県環境放射線量モニタリングメッシュ調査による空間線量 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上のエリアが存在する市町村の旧町単位で行われる。

平成 23 年度における当市内の調査対象は、保原 2 箇所、霊山 3 箇所、月舘 2 箇所の計 7 箇所である。なお、調査対象は 7 箇所にとどまらないため、来年度以降も調査対象を追加して調査すると県より報告を受けている。

また、県が実施している県産材製品の安全確認調査については、資料のとおり。県北管内 4 箇所の製材工場において 37 検体を調査したものである。この調査の結果は、50cpm 程度であり影響のない数値であったとして報告を受けている。

その他、県によれば、今週中（1/30 の週）にも農林水産省が県内各市町村を訪問し、意見交換をする予定とのことである。その場において、当市における方針を強く伝えたい。

（市長）

ため池は、その底に泥があれば、放射性セシウムは泥に吸着しやすいため、水の水質調査からはほとんどセシウムは出ないであろうということを聞いている。

（産業部長）

今回の調査について、ため池の水から放射性セシウムは出ないであろうという予測はあるが、念には念を入れて実施するというものである。ため池の水の採取方法にも深部から採取する等、数パターンあるとのことである。

（市長）

コメが放射性セシウムを吸収する問題については、前回、水に溶けているセシウムをコメが吸収するという説があるということをお話したが、研究者によれば、水に溶けている場合は、仮にその濃度が薄い場合でも、よりセシウムを吸収するとの研究があるようである。このような観点からも、ため池の水にセシウムが溶けているかどうかは把握する意義があるのであろう。

（市民生活部長）

コメの作付け方針の決定に進捗はあるか。

（産業部長）

国・県の方針が決まっていない。

(市長)

コメの作付けに関連して会津地方の JA についてみれば、県北地域等においてごく少量であっても汚染米が出ることがあれば、福島県全体の風評被害につながる恐れがあるため、その地域における作付けは制限し、コメから放射性物質が検出されない地域（会津地域等）の生産・販売を守るというひとつの考え方があるとのことである。

しかしながら、この考え方は我々にとって大きな困難となる。仮に作付けが制限され休耕田となると、再度作付けする労力は計り知れない。更には、高齢化の進んだ農業者にも大きな負担となり、作付け制限を機に農業をやめる決断にも至り兼ねない。よって、容易に作付け制限をする判断に至ることはできない。

(産業部長)

汚染米が出ることについて、稲への移行の原因を明らかにしなければ問題解決にはならないと考えている。作付けをしながら研究・調査を進めていくことは意味を持つのではないか。

(市長)

そのような研究・調査に関しては、東京大学大学院農学生命科学研究科に在籍する根本教授が様々な試験・研究をされており、当市にも協力いただける話があったため、現在、協議・打合せを進めている状況である。

- ・新聞記事「果樹除染労賃（福島市と当市の差異）」について（H24.1.31 福島民友）

(産業部長)

当市では、平成 23 年に果樹除染に関する業務を JA 伊達みらいに委託しており、委託するに当たっては、綿密な果樹除染の実証実験を経て設計書を作成した上で行っている。その中で、作業員の単価については、除染専門の作業員に係る賃金は示されていないため、妥当であろうと考えられる単価で積算した。そのため、当市とすればかえって福島市における金額（労賃）の根拠が不明である。

当市においても、市内各農家から問合せが相次いでいる状況のため、先週（1/23 の週）、県を訪問し、標準的な値を早急に設定してほしいとの要望をした。県からは、調整するとの回答を得ている。県より調整したものが示されれば、当市も契約を変更する予定である。

(市長)

福島市と当市の労賃の差異については、積算根拠が異なるため、単純に比較することは出来ないものである。また、もともとが国費であるので、労賃にそれだけの差があるという状況は見直されなければならない。当然に調整されるべきものであると考えられる。

2 国・県義援金第 2 次配分の配分方針について（案）

健康福祉部長が資料により説明した。

義援金の配分については、平成 23 年 5 月 17 日 第 68 回伊達市災害対策本部会議において、義援金配分委員会を設けず、本部会議による承認に基づき配分することと決定しているため、今回も承認願いたい。

平成 24 年 1 月 1 日現在における国・県からの義援金配分状況は資料のとおりである。これま

では、平成 23 年 11 月 25 日に富成地区で特定避難勧奨地点が追加指定されるなど、先が見通せない状況であったため、配分を控えていたものであるが、今後新たな動きはないものと考え、配分方針を固めた。義援金の配分については、自治体の実情に応じて配分してよいという項目があるため、原発被害関係については配分方針案のとおり承認いただきたい。
配分方針案については別添資料をご覧ください。

(社会福祉課長)

社会福祉課長が資料により説明した。

配分方針案については健康福祉部長の説明及び資料の通りである。

支払いの時期について、家屋被害及び死亡者に対する配分に関しては本会議において承認後直ちに、原発被害の配分に関しては、2 月中にお知らせを発送、申請（口座情報等の提出）をもって 3 月にも対象者に対する支払いをしたい。

(市民生活部長)

当配分案は、平成 23 年 3 月 11 日現在の住民登録者によるとのことであるが、現在までに亡くなった方への配分はどう考えているか。

(健康福祉部長)

現在までに亡くなった方への配分も行う。ただし、その際は世帯主に代表して受領してもらう考えである。

(伊達市社会福祉協議会事務局長)

当配分案について、異議はない。

(市長)

義援金の配分として受領した金額（原発関係）は、特定避難勧奨地点に設定された 128 世帯に配分基準額である 795,808 円を乗じた 101,863,424 円である。これが原資となる。義援金の配分どおり配分するとすれば、義援金が渡るのは 128 世帯（特定避難勧奨地点設定世帯）である。ただし、当市では、当初から特定避難勧奨地点の設定を地域単位で認めてほしい旨要望してきた経緯がある。この要望については、認められないまま今日に至っており、地域住民については、地域コミュニティが崩壊するという懸念がある状況である。

こうしたことを踏まえれば、義援金の配分どおり配分することは、当市の元来からの考え方には沿わないため、健康福祉部長が示した案どおりご理解・承認されるようお願いする。

(全員) 異議なし

(市民生活部長)

「国・県義援金第 2 次配分の配分方針について」は案どおり承認された。なお、当配分は、当市の強い意志により実施するということをご了承願いたい。

3 その他

- ・環境放射線測定結果

市民生活部長が資料により説明した。

・第 247 回福島県災害対策本部会議の概要

市民生活部長が資料により説明した。

福島県警の組織改変により、災害対策課、警備監及び特別警ら隊が新設される。また、緊急増員に伴う特別出向者が 22 都道府県から 350 名の現職警察官が出向してくるほか、平成 24 年 3 月 11 日に向けて大規模な捜索を実施する予定とのことである。

伊達警察署には、特定避難勧奨地点等により避難した方にかかる犯罪等の報告は入っているか。

(伊達警察署警備係長)

現在までに、避難した方にかかる犯罪（盗難）等は発生していない。

・災害対策号（第 46 号）について

総務課広報広聴係長が資料により説明した。

災害対策号に掲載の「自家用農産物のモニタリング調査結果」については、自家消費のみの農産物を簡易測定した数値であり、測定値が暫定規制値を上回ったことが直ちに出荷あるいは販売等の制限に結びつくことではないことに特に注意願いたい。

他の記事については掲載の通りである。

(市長)

自家用農産物のモニタリング調査結果については、多数の検体を調査しているのであるから、こうしたデータの蓄積を、可能な限り労力を使わずにデータベース化し管理していただきたい。データベース化した上で管理をすでに行っていたとしても、後の分析・解析となった際に加工しやすいデータとして管理しておくことが必要である。

(総務企画部次長)

土壌データとの関連付けがあれば理想的か。

(産業部長)

土壌について、水田に関しては実施している。畑に関しては、ゲルマニウム（半導体検出器）が揃い次第実施したい考えである。

《次回本部会議》

平成 24 年 2 月 7 日（火） 10 : 00～

本庁舎 2 階 応接室において

(文責：石川 智史)